

『コミュニティ登録団体』の皆様へ

(一般団体は除く)

四谷地域センター運営委員会

団体登録の更新手続きについて

いつも四谷地域センターをご利用いただきありがとうございます。

現在の団体登録の有効期限は令和 6 年 3 月 31 日までとなっており、令和 6 年 4 月 1 日以降も引き続き地域センターをご利用いただく場合は、改めて登録手続きしていただく必要があります。

つきましては、登録団体の更新手続きを以下の通りお願い致します。

1 提出書類 (各 1 部)

- (1) 団体登録申請書 (コミュニティ登録団体用)
- (2) 団体の規約、定款等
- (3) 会員名簿
- (4) 同意書

2 提出時に提示するもの

- (1) 代表者が新宿区内に住所を有することを証明できるもの
(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など ※コピー不可)
- (2) 新宿区で NPO 法人として登録されている場合のみ「新宿区 NPO 法人登録証 (写)」

3 手続きできる方

団体の代表者に限ります。必ず代表者ご本人が上記提出書類と提示物をお持ちの上、ご来館ください。

※NPO 法人の団体は連絡担当者の方でも手続きできます。

4 提出先

四谷地域センター事務局 (受付: 開館日の午前 9 時～午後 8 時)

5 **提出期限 令和 5 年 11 月 24 日 (金) 厳守**

※上記期限までに提出がない場合は、令和 6 年 4 月以降に登録団体として地域センターが利用できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※令和 6 年 4 月以降の利用についてインターネットで予約を行っても、更新手続きを完了していない場合は当日利用できません。

6 登録証の交付

手続き後、承認がおりた団体については令和 6 年 1 月 13 日 (土) の一斉受付日より現在お持ちの登録証と引き換えに新しい登録証を交付します。

問い合わせ・提出先

四谷地域センター事務局 (新宿区内藤町 87 番地 四谷区民センター11F)

電話 03-3351-3314